

タイトル	勾留理由開示制度の実務上の課題
著者	石田, 真紀子; ISHIDA, Makiko
引用	北海学園大学法学研究, 60(3): 165-178
発行日	2024-12-30

研究ノート

勾留理由開示制度の実務上の課題

石 田 真紀子

- 1 はじめに
- 2 勾留理由開示請求実施状況調査の概要
 - (1) 調査目的
 - (2) 調査対象及び方法・期間
 - (3) 調査結果
- 3 勾留理由開示制度が活用されない理由
- 4 勾留理由開示制度の効果と課題
- 5 おわりに
- 6 謝辞

1 はじめに¹

現行刑事訴訟法は、勾留された被疑者、被告人の事後的抑制の一つとして勾留理由開示制度を定めている。憲法 34 条を根拠とする勾留理由開示制度は、それが請求されたとしても直接勾留の取消し等被疑者の身体拘束を解放することには明文上なっていないが、裁判官に対して勾留要件について再検討の機会を与え、取消しに成功しない場合でも、勾留延長につき慎重さを促すことを期待しうるなどの効果がある²とされている。

表 1³は、被疑者、被告人の勾留理由開示請求数及び請求率を示した

¹ 本稿は、北海学園大学大学院 博士（法学）学位審査論文（2024 年 3 月 20 日授与）の一部を抜粋し加筆修正を行ったものである。

² 田宮裕『刑事訴訟法（新版）』（有斐閣、1996 年）89 頁。

³ 2010 年から 2022 年司法統計年報「令状事件の結果区分及び令状の種類別既済人員一全裁判所及び全高等・地方・簡易裁判所」及び「刑事雑事件の種類別新受人員一全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所」より掲出。

ものであるが、被疑者段階での同請求数及び請求率は低く、直近でも0.47%であり実務において同制度はほとんど活用されていない現状となっている。

本稿は、不当な勾留や勾留延長の防止に寄与すると考えられる勾留理由開示制度が刑事弁護実務において活用されていない理由を把握するため、勾留理由開示制度の利用状況を調査した上で、同制度が実施された場合の効果と今後の課題について検討するものである。

表 1

	勾留状 発付数 A	勾留理由開示請求数			請求率	
		被疑者 B	被告人 C	総数 D : B+C	被疑者 B/A (%)	総数 D/A (%)
2010年	121,634	683	80	763	0.56	0.63
2011年	116,102	788	107	895	0.68	0.77
2012年	117,631	772	87	859	0.66	0.73
2013年	113,483	605	90	695	0.53	0.61
2014年	112,204	619	85	704	0.55	0.63
2015年	111,988	541	80	621	0.48	0.55
2016年	106,995	593	101	694	0.55	0.65
2017年	101,993	484	99	583	0.47	0.57
2018年	98,544	520	77	597	0.53	0.61
2019年	94,114	478	67	545	0.51	0.58
2020年	91,221	426	82	508	0.47	0.56
2021年	87,536	370	95	465	0.42	0.53
2022年	84,688	401	87	488	0.47	0.57

2 勾留理由開示請求実施状況調査の概要

(1) 調査目的

刑事弁護実務における勾留理由開示請求の利用状況を把握し、同制度が活用されていない理由及びその要因を検討する基礎資料とする。

(2) 調査対象及び方法・期間

札幌弁護士会の協力の下、札幌弁護士会所属弁護士のうち刑事手続に

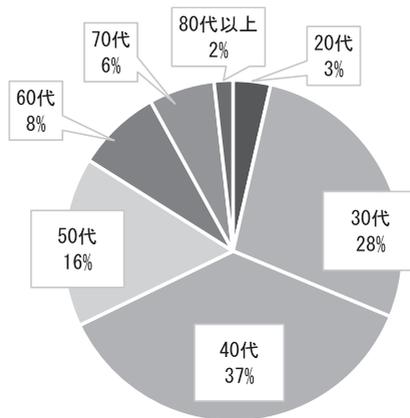
関する問題を取り扱っている弁護士 313 名⁴を対象に、依頼文及び自記式質問調査票⁵を郵送にて送付し同封の封筒による返信を依頼、回収後、単純集計を行った。調査期間は 2022 年 12 月 16 日から翌 2023 年 2 月 28 日であった。また、倫理的配慮として、集計の際は個人を特定できないよう処理すること、回答は任意である旨を質問調査票に明記した。質問調査票の質問方法は選択肢を選択、あるいは自記記載とし、また、質問項目数を少なくすることで回答時間短縮を考慮、回収率の増加を図ることとした⁶。

(3) 調査結果 (n=112) 回収率 35.8%

① 対象者の属性

男性	98 名 (87.5%)
女性	14 名 (12.5%)

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
4名 (3.6%)	31名 (27.7%)	41名 (36.6%)	18名 (16.1%)	9名 (8.0%)	7名 (6.2%)	2名 (1.8%)



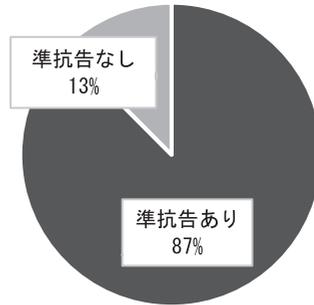
⁴ 札幌弁護士会 HP より全会員 845 名中 313 名が該当 (2022 年 10 月 4 日現在)。

⁵ 質問調査票は末尾に掲出。

⁶ なお、本調査に関する利益相反事項はない。

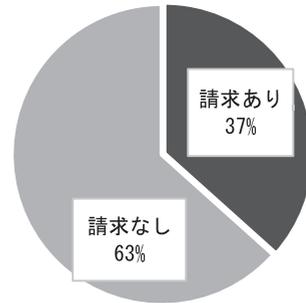
② 準抗告申立の有無

準抗告あり	98人 (87.5%)
準抗告なし	14人 (12.5%)

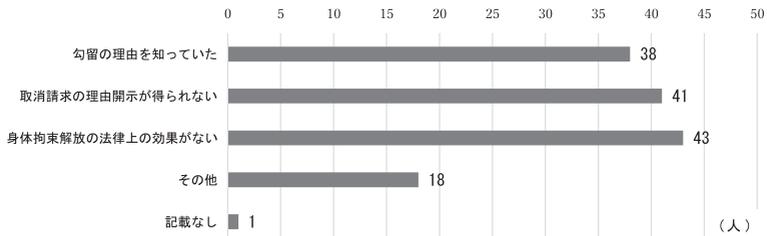


③ 勾留理由開示請求の有無

開示請求あり	41人 (36.6%)
開示請求なし	71人 (63.4%)



④ 理由開示請求を行わなかった理由（複数回答可）



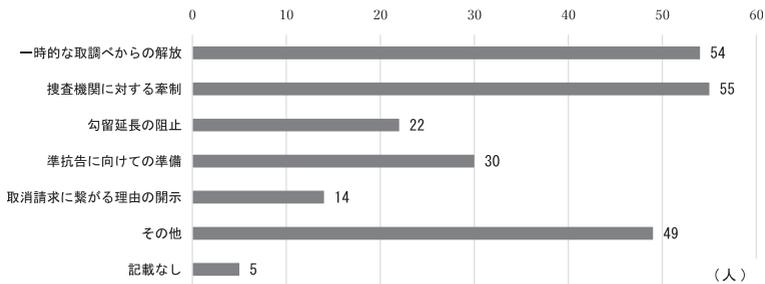
◆その他の理由（自由記載抜粋）

- ・最近刑事をやっていない。
- ・否認事件や明らかに勾留の必要性がないと思われる事件では積極

的に検討すべき。実際の手続では裁判官が形式的な理由を述べるだけという運用がなされており、威嚇効果以上のものを望めないという印象がある。

- ・勾留延長せずに起訴してもらい保釈を行いたかったため。
- ・準抗告をする場合、直ちに行うので、理由開示をしている時間的余裕がない。
- ・手間（期日出頭の予定確保）の割に得るものが無く費用対効果が悪い。
- ・傍聴席の親族に会える等の効果はあるが、そこまで手をまわすことができない。

⑤ 理由開示請求を行った場合に期待する効果（複数回答可）



◆その他の期待する効果（自由記載抜粋）

- ・接見禁止の場合、公判廷で家族や親族と顔をあわすことができ、被疑者の心理的ストレスの軽減や精神的安定を図ることができる。
- ・接見禁止の被疑者を親族（傍聴人）が安否確認できる。
- ・理由開示で被疑者が述べた内容は裁面調書として供述を確保することができる。
- ・利用自体が少ない手続なので、弁護人の本気度を示す効果はあるかも。あとは、意見陳述により裁判官に再考を促す効果が多少期待できるかもしれない。
- ・裁判官に考え直しの機会を与える（求める）。
- ・勾留の裁判において裁判官に慎重な判断を促す効果。早期に被疑

者の言い分を証拠化する効果。

- ・身柄の早期釈放に向け、取り得る手段は全て行うという方針の一つ。
- ・黙秘方針の被疑者に自分の言い分をいう機会を作り安心させる。
- ・何度か経験したが、その中で、高血圧かつ脳梗塞後遺症があるのに適切な医療を受けさせようとしない検察官の不誠実さを追及するために請求した。これが奏功して複数の医療機関を受診させることができ、かつ当職も立ち会うことができた。

⑥ その他（自由記載抜粋）

- ・準抗告はケースにより行うが、理由開示請求はあまりやっていない。
- ・理由開示を請求すると裁判所は求釈明事項を書面提出するよう言ってくる。本番になるとこのうち1番から5番までは一括してお答えするなどと言う。「一件記録によればこう判断した」というのがテクニカルタームである。形骸化が著しい。
- ・裁判官はアンチョコを読み上げるだけで踏み込んで対応する気は一切ない。（と同期の裁判官から言われた）だから利用されていない。捜査の秘密を理由に具体的な開示がなされないのので役に立たない。準抗告に対する判断の理由と大差ない。
- ・捜査の秘密を理由に具体的な説示がされないのので役に立たない。準抗告に対する判断の理由と大差ない。裁判所に面倒だと思わせて準抗告容認（釈放）したい気持ちにさせる程度。本来は、理由開示公判で理由がないと裁判官が判断したらその場で取消す運用にすべき。
- ・現状の全く説明になっていない抽象的理由を述べるだけの運用では弁護人にとって意味はない。弁護士会で運動として請求を皆で行い、裁判所に法廷繰りや人繰りで困らせて勾留の数を減らそうと思わせることくらいしか、今のところ武器にならないと思う。
- ・勾留手続は捜査の進展、証拠の収集等により勾留の必要性が減少・変化するので、開示請求は重要である。勾留期間を短くする効果もある。
- ・理由開示はほとんど行っていない。しかし、これからは行うことが必要であると考える。

- ・安易な勾留決定の抑制のためには弁護士会全体で勾留理由開示をプッシュすべきと思う。

3 勾留理由開示制度が活用されない理由

今回の調査結果から、刑事弁護において理由開示請求を行わない理由として、①制度自体に身体拘束からの解放に繋がる法律上の効果がないこと、②理由開示請求をしても勾留取消請求の理由になるような開示が得られないこと、③勾留状謄本により勾留の理由を既に知っていたことのほか、④早期に身体拘束からの解放を行う必要性から時間的余裕がない、⑤形式的に理由を述べるだけの運用がなされているため役に立たない、⑥期日出頭の予定確保など手間の割に費用対効果が低いことなどが挙げられた。これらの理由から、以下のことが示唆される。すなわち、勾留請求が認容された場合、弁護人としては①まず被疑者を身体拘束から解放するため準抗告を請求することを優先させる。②準抗告は緊急性があり、即時的対応が求められるため時間的余裕はない。③理由開示請求は、請求を行っても、勾留取消や身体拘束の解放に繋がる理由の開示等の実益が得られないことから、行うことが少ない。実際、調査結果では、準抗告は約9割が申立しているが、理由開示請求は4割以下にとどまっている。また、否認事件や明らかに勾留の必要性がないと思われる事件では積極的に検討すべきという認識がある一方、④理由開示請求は、準備に時間がかかる割に現状の運用では得るものが無い、⑤理由開示請求に一定の効果はあると理解していても、多忙な状況下ではそこまで手がまわらない等の認識も勾留理由開示の請求を躊躇させる要因になっていると思われる。

勾留理由開示制度の根拠である憲法34条後段が、拘禁理由の開示にとどまり不法拘禁からの救済は副次的な効果であると裁判実務において解されている⁷ことは、勾留理由開示制度の運用に大きな影響を及ぼし

⁷ 憲法34条後段と勾留理由開示制度をめぐる学説については見解が分かれているが、憲法34条後段の目的は拘禁の理由の開示そのものであり、不法拘禁からの救済は附随的な効果に過ぎないとされている。法学協会編『註解日本国憲法 上巻』（有斐閣、1953年）613頁以下、613-614頁。裁判実務も「同制度は勾留理由の公開を要求するに止まる」という立場である。松尾浩也監修『条解 刑事訴訟法』（第4版増補版）（弘文堂、2016年）177頁。

ている。すなわち、右理解に立てば、刑事訴訟法 82 条 1 項の開示すべき勾留理由は、制限的に解される。したがって、開示される理由には、勾留理由開示請求時の理由⁸は含まれず、判例⁹が同一勾留に対する勾留理由開示請求を 1 回に限っている点からも、勾留状発付時の理由を開示すれば足りるものと解される¹⁰こととなる。また、裁判長が告げるべき勾留の理由¹¹は、被疑事実及び刑事訴訟法 60 条 1 項各号の事由を具体的に告げれば足り、これらの事情を基礎づける具体的な証拠の存否や証拠の内容まで示すことは要しない¹²と解されていることから、勾留の裁判に対する準抗告審で示されるのと同程度の事実を示していることが多い¹³というのが実務の運用とされる。

今回の調査結果においても、実務において開示すべき理由は制限的で

⁸ 「いつの時点の理由を開示すべきか」については見解が分かれる。勾留理由開示請求時の理由を含むとする見解は「勾留当時の理由のみしか開示されないのでは被告人らは肝心の現在の勾留理由を知ることができなくなり、適切な説得力のある意見を開陳することが困難になるからである。」とする。木谷明「(一) 勾留理由開示において開示すべき理由の限度 (二) 勾留延長・更新の理由開示を求めることは許されるか」新聞雅夫＝佐々木史朗＝小林充『新版令状基本問題』(一粒社、1986 年) 463 頁以下、466 頁。

⁹ 「勾留理由開示の請求は、同一勾留については勾留の開始せられた当該裁判所において 1 回限り許されるものと解すべきである。」最決昭和 29 年 8 月 5 日刑集 8 巻 8 号 1237 頁、同旨最決昭和 29 年 9 月 7 日刑集 8 巻 9 号 1459 頁。

¹⁰ 三井誠ほか編『新基本法コンメンタール刑事訴訟法〔第 3 版〕』(日本評論社、2018 年) 122 頁〔鈴木巧執筆〕。同様の見解として松尾浩也・前傾注(7) 181 頁。

¹¹ 「開示すべき理由の範囲」に刑事訴訟法 60 条 1 項本文及び各号の事由が含まれることは学説上争いが無い。しかし、右事由を開示すべき程度及びそれとの関連における証拠資料の開示の要否については見解が分かれる。木谷・前傾注(8) 468 頁。

¹² 「開示の程度」について、証拠資料の開示は必要としない見解(消極説)として門馬良夫「勾留理由開示手続における『開示すべき理由』についての一考察」司法研修所報 28 号(1962 年) 96 頁以下、103 頁。「60 条 1 項各号の事由の存在を証明する証拠を示さなければならない」とする見解として平野龍一『刑事訴訟法』(有斐閣、1958 年) 101 頁、罪を犯したことを疑うに足りる相当の理由について「相当の理由を基礎づける適当な資料の説明で足りる」とする見解として団藤重光『條解刑事訴訟法 上』(弘文堂、1950 年) 175 頁、以上(積極説)。「犯罪事実及び 60 条 1 項各号の事由を具体的に告げれば足り、証拠資料の存否と内容まで示すことは理由開示の目的ではない」とする見解として松尾浩也監修・前傾注(7) 182 頁などがある。

¹³ 三井誠ほか編・前傾注(10) 122 頁〔鈴木巧執筆〕。

あることから形式的運用が常態化していることが窺われた。しかし、理由開示請求に係わる裁判官にこそ「憲法 34 条後段や刑訴法に規定するこの制度の目的の解釈について、われわれ実務家の多くが出しているような線と、一部の被疑者、弁護側が考えておる線〔原文ママ〕とはかなり隔たりがあるので、運用面でどう調和をとるか更に研究しなければならない。」「勾留当時の理由告知で足りるという解釈で冷やかに実践する仕方に、当事者は非常な反発を感じているのではないかと思うんですね。従って、その主張の食い違いをどう調節するかというのは裁判官の態度如何にかかる¹⁴。」という姿勢が求められているのではないだろうか。運用の方法に制限規定があるわけではないことから、「理由だけ告げて、パッと引き下がる¹⁵」「ポンと二号、三号の事由があるというだけで引き下がっても一応果たしたことになる¹⁶」という運用の仕方もあり得、また、現状の運用が必ずしも憲法の解釈だけではなく、現行刑事訴訟法制定当時の荒れる法廷を防御する裁判官の実質的対策のひとつであったとしても、「荒れる法廷から逃げる手段として、非常に制限的に、簡単にやるというのは妥当じゃない」「憲法の本質は、現在も勾留する必要があるかどうかの判断にまで拡張すべき¹⁷」であり、開示請求時もお勾留を継続する理由が判断されないのであれば、現行刑事訴訟法が当事者主義を採用し公開の法廷において理由開示請求を行うとした意義が見いだせないのではないだろうか。

今回の調査において、質問調査票とは別に、数名の方からご意見をいただいた。その中に勾留理由開示請求の運用の現状を端的に示していると思われた意見があり、以下に全文を記載したい。

「勾留理由開示は、これまで 2 回、請求したことがあります。最後に請求してから 10 年以上経つと思いますので、かなり長い間請求していないことになります。その理由は、準備の大変さに比べて、得られるもの

¹⁴ 熊谷弘ほか「勾留理由開示の実務上の諸問題（一）」判例タイムズ 184 号（1966 年）62 頁以下、65 頁〔榊渕理発言〕。

¹⁵ 熊谷弘ほか「勾留理由開示の実務上の諸問題（三）」判例タイムズ 187 号（1966 年）55 頁以下、58 頁〔泉徳治発言〕。

¹⁶ 熊谷ほか・前傾注（15）58 頁〔柴田保幸発言〕。

¹⁷ 熊谷ほか・前傾注（14）72 頁〔榊渕理発言〕。

が少なすぎるからです。請求をしますと、裁判所からは事前に質問事項を書面に出せ、と言われます。請求から5日以内に公判を開く必要がある関係上、公判日程の調整もかなりタイトですし、準備にも時間がかかります。しかし、質問に対する裁判官の回答は『一件記録より判断した』『個別の証拠に関しては回答できない』という木で鼻をくくったようなものばかりで、全くの肩透かしです。勾留決定をする裁判官の多くが任官後間もない裁判官で、そろいもそろって同じ対応をするのは、マニュアルのようなものが裁判所内にあるのだらうと思います。また、意見陳述の時間が10分以内という制限が法定されていることもあり、意見陳述に入ると、裁判官は時計ばかり眺めています。この態度は、非常に不快です。そのため、よほどの事情がないと、勾留理由開示請求はしていません。ただし、最初に勾留理由開示請求をしたとき、詳しいことは忘れましたが、ある証拠の有無について質問したところ、『ある』という回答が得られたので、その後の防御に役立った、ということはありません。後で考えると若かった裁判官のエラーなのではないかとは思いますが、そういう『幸運』も請求しないと得られないのは事実です。以上

4 勾留理由開示制度の効果と課題

今回の調査結果から、勾留理由開示請求を行う場合に弁護人が期待する効果として①捜査機関に対する牽制、②被疑者の一時的な取調べからの解放、③準抗告に向けての準備、④勾留延長の阻止、⑤勾留取消請求に繋がる理由の開示のほか、⑥接見禁止付被疑者の心理的ストレスを軽減し精神的安定を図る、⑦被疑者の親族・家族が傍聴人となることで接見禁止付被疑者の安否確認ができる、⑧被疑者の供述を裁面調書として確保する、⑨勾留の裁判に対して裁判官に慎重な判断や再考を促す、ことなどが検討されていることが示唆された。実務において形式的運用がなされている現状であっても、接見禁止決定が付いている場合の理由開示は、家族・親族と顔を会わせる機会を与えることによって被疑者の精神的サポートに繋がることや、不適切な取調べが行われている場合には、捜査機関を牽制し理由開示の場で被疑者に意見陳述させることによって証拠化することなど、有益であると考えられる。一方、理由開示が請求されることを前提とした効果である裁判官に慎重な勾留判断を促すことや勾留延長の再考については、理由開示請求が低迷している状況下では、

あまり期待できないと思われる。効果を認識していても、理由開示請求を行うことを躊躇させる要因はどこにあるのだろうか。司法的抑制が機能しているとはいい難い捜査機関の請求通りの95%以上の勾留請求認容率¹⁸、99%の勾留延長認容率¹⁹の背景には、起訴前弁護の消極性²⁰、起訴前弁護の時間的困難性が潜在している可能性も否めないのかもしれない。

2018年に日弁連が行った弁護士実勢調査の中に最近6か月の間にどの分野にどのくらいの時間を費やしたのか「労働時間の内訳」を調査したデータ²¹がある。その調査結果では、刑事事件(国選・私選)が費やす労働時間が全体の8.6%であるのに対し、民事事件(非紛争案件・紛争案件)では63.0%を占めていた。このことは、刑事事件を専門としている弁護士以外は、刑事弁護は民事事件の処理の間に行われているのが実情ということを示唆している。今回の調査では、調査対象を刑事事件に関する問題を取り扱っている弁護士を対象として抽出したが、対象者のすべてが刑事事件専門ではなく、取扱分野に刑事事件とともに民事事件や労働事件を挙げていたことから、その実情が把握できる。また、同実勢調査において、弁護士の就業形態は、そのほとんどが経営者弁護士と勤務弁護士であり、全体の84.8%²²を占めるのに対し、公務員弁護士や日本司法支援センターのスタッフ弁護士²³としての就業形態は、両

¹⁸ 刑事事件として立件された後、身柄拘束されるのは3割強であるが、一度身体拘束されるとその9割以上が勾留請求されている。2023年版犯罪白書では、身柄率34.3%、勾留請求認容率96.2%、勾留請求却下率3.8%である。

¹⁹ 2022年司法統計年報では、勾留延長率68.6%、勾留延長認容率は99.6%。2022年司法統計年報「令状事件の結果区分及び令状の種類別既済人員—全裁判所及び全高等・地方・簡易裁判所」及び「刑事雑事件の種類別新受人員—全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所」より。

²⁰ 「弁護士自身が起訴前の弁護活動に消極的である。」と説く弁護士も存在する。若松芳也「逮捕勾留に対する弁護活動」自由と正義38巻7号(1987年)42頁以下、44頁。

²¹ 「近年の弁護士の実勢について」弁護士白書(2018年版)25頁以下、29頁(資料特2-1-4-1)。

²² 弁護士白書・前傾注(21)26頁(資料特2-1-1-2)。

²³ 2014年に250名を超えていた日本司法支援センター(法テラス)のスタッフ弁護士は2023年3月31日現在204名となっている。平成26年度版及び令和4年度版法テラス白書より。

方合わせても全体の1.8%²⁴に過ぎず、就業先に何人の弁護士がいるかの就業先の規模としては「1人」が最も多く25.8%²⁵であり、1人から「5人以下」が全体の72.6%²⁶を占めているという結果であった。すなわち、このことは、わが国の刑事弁護は、個人的企業努力によって執務時間を捻出した弁護士によってのみ支えられているという脆弱な基盤の上に成り立っているということを示唆している。国家の機関として強力な権限を有する捜査機関と同等に対抗し、準抗告や勾留理由開示請求などの起訴前弁護を活発に行い裁判官の司法的抑制を機能させるためには、弁護士個人の努力に依存することなく国家の責任において、被疑者弁護に従事することができる弁護人体制の構築が必要不可欠ではないだろうか。

現行法上の勾留理由開示制度のもう一つの課題は、勾留の理由を告知する際にその根拠となった証拠が開示されないということである。証拠が開示されないことから、被疑者及び弁護人は副次的にでも証拠を獲得しようと試み、裁判官と対峙する。裁判官にとって理由開示請求されることは、対審構造において当事者双方の陳述を聴いたうえで判断するという裁判官の本質的な判断とは異なる判断を迫られることであり、「勾留開示をしてつるし上げられるような²⁷」心理的圧力になり得る。本来、裁判官は、被疑者及び弁護人とは異なる冷静な第三者的地位にあるべきであり、その本質と乖離する理由開示制度の対立的構造が、同制度の形式的運用を助長する誘因に繋がっていることも考えられる。証拠内容の開示限度について把握している検察官を理由開示請求に立ち合わせ裁判官が検察官の意見を求めることにより、理由開示請求を弁論的な手続とする²⁸ ためにも、ある程度の証拠開示はなされる必要があると思われる。

²⁴ 弁護士白書・前傾注(21)26頁(資料特2-1-1-2)。

²⁵ 弁護士白書・前傾注(21)28頁(資料特2-1-2-1)。

²⁶ 弁護士白書・前傾注(21)28頁(資料特2-1-2-1)。

²⁷ 熊谷弘編『逮捕・勾留・保釈の実務』(日本評論社、1965年)202頁〔熊谷弘発言〕。

²⁸ 検察官を理由開示法廷に出廷させ、理由開示請求を対審的構造に近い形式で運用するという同旨の見解について、熊谷弘ほか・前傾注(14)62頁以下、68頁〔袁原茂広発言〕〔柴田保幸発言〕、憲法的刑事手続研究会編『憲法的刑事手続』(日本評論社、1997年)306頁〔村岡啓一執筆〕、多田辰也「被疑者の身体拘束に対する司法的抑制」廣瀬健二ほか編『田宮裕博士追悼論集 下巻』(信山社、2003年)155頁以下、179頁。本稿脱稿後、公判と異なり勾留裁判官は一件記録を読んで勾留裁判に臨む

5 おわりに

勾留理由開示制度は、憲法 34 条後段を背景に勾留された被疑者・被告人に対する事後的抑制の一つとして現行刑事訴訟法に規定されている。しかし、実務では、裁判官が勾留の理由を告げるにとどまり形式的運用が常態化していることから、同制度が活用されることは少ない。それゆえ、本来理由開示制度が行われることを前提とする裁判官に慎重な勾留可否判断を促し、あるいは勾留延長再考の機会を与えるなど、司法的抑制機能が十分に果たされているとは言い難い現状となり、負の連鎖を醸成しているかのようにも思われる。

勾留は理由があつて判断されるとしても、勾留が原則であつてはならず他に方法があれば回避すべきであるということは、広く承認された近代刑事法の原則²⁹である。わが国の起訴前保釈のない被疑者勾留を鑑み、たとき、勾留理由開示制度の解釈論的再考による制度運用の見直し、あるいは勾留審査手続を含む勾留制度全般について、現状の刑事訴訟体系全体に齎す影響を十分に吟味検討したうえで、立法整備が図られる必要があると考える。

6 謝辞

勾留理由開示請求実施状況調査の実施にあたり、北海学園大学大学院法学研究科教授 飯野海彦先生には、大変ご多忙の中、懇切丁寧なご指導を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。また、本調査について、ご理解とご協力を賜りました札幌弁護士会所属の弁護士の皆様をはじめ、札幌弁護士会及び同会執行機関の皆様にご心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

ことから、検察官の判断を助長し職権主義の少年審判と同じようになりかねないというご意見をいただいた。

²⁹ 田宮裕・前傾注(2)257頁。

質問調査票

勾留理由開示請求実施状況 アンケート

本アンケートは、勾留実務における勾留理由開示請求の実施状況についてお伺いするものです。本アンケートの集計の際は、個人を特定できないよう配慮した上で処理することとし、回答は任意であることを申し添えます。

◆皆さまにお伺いいたします。

【問1】 該当するところにひとつだけ○を付けてください。

1 性別 男 () 女 ()

2 年代

20代 ()・30代 ()・40代 ()・50代 ()・60代 ()・70代 ()・80代以上 ()

【問2】 勾留決定について準抗告を申し立てたことはありますか。

(いずれかひとつに○を付けてください。)

ある () ない ()

【問3】 勾留理由開示請求を行ったことはありますか。

(いずれかひとつに○を付けてください。)

ある () ない ()

◆【問3】で「ない」に○をつけた方のみにお伺いします。(複数回答可)

【問4】 理由開示請求を行わなかった理由について該当するものに○を付けてください。

- ・勾留状謄本により勾留の理由について既に知っていたから。()
- ・理由開示請求をしても勾留取消請求の理由になるような開示が得られないから。()
- ・理由開示請求をしても身体拘束からの解放に繋がる法律上の効果がないから。()
- ・その他(ご自由にご記入ください)
()

◆皆さまにお伺いいたします。(複数回答可)

【問5】 勾留理由開示請求を行った場合に、効果があると思われるものに○を付けてください。

- ・被疑者の一時的な取調べからの解放。()
- ・捜査機関に対する牽制。()
- ・勾留延長の阻止。()
- ・準抗告申立の準備。()
- ・勾留取消請求に繋がる理由の開示。()
- ・その他(ご自由にご記入ください)
()

【問6】 その他(ご自由にご記入ください)

ご協力ありがとうございました。